

平成 25 年 7 月 3 日

## 日本国憲法第 96 条の改定に反対する会長声明

佐賀県弁護士会

会長 桑原 貴洋

### 1 はじめに（日本国憲法第 96 条を改定する動き）

日本国憲法第 96 条について、自由民主党は平成 24 年 4 月 27 日に発表した「日本国憲法改正草案」において、衆参各議院の総議員の過半数で発議できるように変更する案を示していた。その自由民主党が同年末、政権に復帰し、同党総裁の安倍晋三首相は、平成 25 年 1 月 30 日の国会答弁で、「党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第 96 条の改正に取り組む」旨の明言をした。

そして、他にも、この考えに賛同する旨の提案が、主に政権与党たる他党からも上がっており、今夏の参議院選挙で、憲法第 96 条の改定が争点化されることが、現実味を帯びて、連日マスコミ等でも取り沙汰されている。

### 2 日本国憲法第 96 条の意義（立憲主義）

そもそも日本国憲法が、憲法改正の発議の要件として「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」を要求しているのは、日本国憲法が、国民の基本的人権を守るため国家権力に縛りをつける国の基本法であること（立憲主義）から、その発議においても、厳格な要件が必要とされたからである。すなわち、憲法は法律と違い、国家権力に対して「縛り」をかけるものである。その国家権力を担っている政権与党が自分たちの「縛り」を緩める提案は自己矛盾である。その提案をするのであれば、厳格な要件を必要とされるのが当然である。

厳格な改正要件を置くことで、国民の基本的人権を守ることは、我々日本国民が、数多くの犠牲と多年にわたる努力の末に歴史から学んできた英知の頭れであり、日本国憲法の最高法規たる所以でもある。

### 3 日本国憲法第 96 条の改定の危険性

この日本国憲法第 96 条が改定され、憲法改正の発議の要件が緩和されてしまえば、多数党は、簡単に憲法改正を発議できることになり、憲法の安定性が損なわれるばかりか、日本国憲法の拠って立つ立憲主義すら形骸化されかねない。また、改正の個々の条文の内容を議論せずに、改正要件そのものを変えることによって、その個々の条文を変えやすくするのは本末転倒以外の

なものでもない。

さらに、現行選挙制度のもとでは、政党の議席数が得票率を反映しない状況が容易に想定でき、かつ、現実にもそのような事態が起きている（平成24年12月の衆議院議員選挙において約6割の議席を獲得した自由民主党の得票率は、有権者全体の3割に過ぎなかった。）。このような状況のもとでは、大多数の有権者の意思に反した多数党が形成される余地があり、そのような多数党により、大多数の有権者の意思に反した憲法改正発議がなされる可能性が否定できない。

加えて、平成19年5月18日に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律には、最低得票率の規定が無く、十分な議論をする期間も設けられていないなどの重大な問題点があり、十分な議論がなされないまま、少数の有権者だけの意思が通ってしまう危険性が高い。

これらの現状においては、日本国憲法第96条の改定がなされてしまうことは、単に日本国憲法の改正手続が緩和されてしまうだけでなく、日本国憲法そのものが少数の有権者や時の多数党によって恣意的に変容され、基本的人権の尊重を始めとした核心的価値すら、容易に破壊されてしまう恐れが強いといえる。

#### 4 結語

佐賀県弁護士会は、日本国憲法に拠って立ち、基本的人権を擁護することを使命とする（弁護士法第1条）弁護士による団体として、日本国憲法第96条の改定の持つこの国をも揺るがしかねない危険性を見過ごすことはできず、よって、ここに、日本国憲法第96条の改定に反対する旨の意思を表明するものである。